

報告第 36 号

学校内でのフッ化物洗口事業の状況について

このことについて、別紙のとおり報告する。

令和 2 年 12 月 24 日提出

小城市教育委員会 教育長 大野 敬一郎

報告理由

「毒物及び劇物指定政令の一部を改正する政令」が施行されたことに伴い、フッ化物洗口事業を休止していること及び今後の方針を別紙のとおり報告する。

## 学校内でのフッ化物洗口事業の経緯経過

1. 一時中止に至った経緯等について（時系列で説明）

①【令和2年8月28日（金）】

佐賀県健康増進課から説明を受ける。

毒物及び劇物指定令の一部を改正する政令が公布されたことで、フッ化ナトリウム（試薬も含む）が、新たに劇物に指定されたため、

A：薬剤を納品した場所で、最終使用まで完結させなければならない。

B：薬局で「洗口液を作成する（薄める）」事が製薬行為に該当するため、できなくなる。

9月末までは、経過措置として今までのやり方で実施可能との事。

②【令和2年9月16日（水）】

小城市校長会にてフッ化物洗口について説明。

薬剤をミラノール等に変更する必要があるが、今年度すぐに薬剤を変更する事は難しい。また、薬剤を変更しても、薬局で洗口液を作成できないため、今後は、学校での作成が必要である事を説明。

※学校側の協力を得るには、協議を重ねる必要がある。

③【令和2年9月24日（木）】

佐賀県の健康増進課に、フッ化物洗口の実施方法について、「学校で希釈を行う方法で進めるしか、現在は方法がない」との回答しか受けられず、また、学校側も、自分達で、薬剤の保管・希釈を行う事（今までとやり方を変えて行う事）に難色を示した。今後、実施に向けた協議を行う必要があるが、経過措置期限である9月30日が迫っていたため、一旦中止する旨の通知を取り急ぎ、保護者、学校長宛に送付。

④【令和2年9月25日（金）】

多久市学校教育課から、多久市の今後のフッ化物洗口の実施について「学校（3校）に薬剤師を派遣し、学校内で、洗口液を作成することで実施を継続していく」との情報提供有。

⑤【令和2年9月29日（火）】

小城多久薬剤師会の小城地区代表と協議。

「多久市では、薬剤師会から出向いて液を作成する方法を取られるようだが、小城地区でも同様にお願ひできないか」と打診を行ったが、「小城市は学校が11校と数が多く、薬局に薬剤師がいなくなる時間が出てしまう可能性があるため、薬局として対応が難しい。」と回答を受ける。

⑥【令和2年10月1日（木）】

小城市健康増進課から、フッ化物洗口についての、情報提供有。

市立幼稚園・保育園では、園に分包されたフッ化ナトリウムを配布し、園の先生で希釈することで、継続していくとの情報を受ける。

⑦【令和2年10月15日（木）】

中部保健福祉事務所からフッ化物洗口に関する情報提供説明会開催。

⑧【令和2年11月27日（金）】

佐賀県健康福祉部長から「健第4719号」付文書で医薬品でのフッ化物洗口実施についての法解釈を明示。

(ア) フッ化物洗口事業に使用するフッ化物は、試薬（劇物）ではなく医薬品（劇薬）とする。

(イ) 学校施設内での実施が原則としながらも、「歯科医師から薬剤師あて調製に係る指示書がある場合、学校等の施設長が学校等事業として洗口事業の一部である保管や調整を薬局に依頼することは可能。指示書に基づき学校以外の場所で用時調製（溶解）を行うことは可能」と記載有。

2. 小城市教育委員会の考え方について

フッ化物洗口は、むし歯予防には、効果があると考えているので、今後、学校内でのフッ化物洗口事業が再開できるように、薬剤師会、歯科医師会、校長会と協議を行っていきたい。

小城市教育委員会  
教育長 大野 敬一郎